

道路運送車両法

1 . 案内情報

手続名	: 自動車検査証の交付
手続根拠	: 道路運送車両法第 7 1 条第 4 項
手続対象者	: 国土交通省ホームページ、自動車検査登録ガイドをご確認下さい。
提出時期	http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/inspect.htm
提出方法	検査対象軽自動車にあっては、自動車の使用の本拠の位置を管轄する軽自動車検査協会の事務所にお問い合わせ下さい。
手数料	
添付書類	
申請書様式	http://www.keikenkyo.or.jp/02/02.html
記載要領・記載例	

2 . 窓口情報

提出先	: 自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所 http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/sikyoku/index.htm 検査対象軽自動車にあっては、自動車の使用の本拠の位置を管轄する軽自動車検査協会の事務所
受付時間	: 提出先にお問い合わせ下さい。
相談窓口	: 提出先に同じ

3 . 手続情報

審査基準	: 提出先にお問い合わせ下さい。
標準処理期間	: 提出先にお問い合わせ下さい。
不服申立方法	: (行政不服審査法の規定による)